

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、会社情報の適正かつ公正な開示を行なうことで経営の透明性を高めるとともに、企業倫理の重要性に鑑み経営の健全性向上を図ることで、迅速かつ適正な意思決定プロセスの確立及び企業価値の最大化を重視することとしております。この基本的な考え方に基づき、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視等、経営の重要な問題を判断しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【基本原則3】

当社「IR基本方針」を基に適切に企業情報を開示することで、経営の透明性を確保し、株主をはじめとする投資家、地域社会からの信頼を得て、企業価値が適正に評価されるように努めております。また、当社HP上に株主、投資家向けのIR情報・財務情報の開示を行っております。

なお、当社においては、2018年10月23日「当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為について」及び同年11月9日「弊社子会社における不適切行為に関する対応状況について(第一報)」各適時開示のとおり不適切行為が発覚し、現在これに対応するとともに、外部法律事務所による事実調査及び再発防止策に基づき具体的諸施策を講ずる予定であります。

当該外部法律事務所による調査結果報告書が作成されたい、当該報告書を開示・公表いたします(当該報告書の作成は2018年中を目途として委嘱しております)。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5614/tdnet/1636978/00.pdf>

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5614/tdnet/1646516/00.pdf>

##### 【補充原則4-1-2】

当社は、平成31年3月期から平成33年3月期までの中期経営計画を策定しており、業績、将来の社会情勢を踏まえ、毎年レビューを行っております。今後は、中期経営計画が未達に終わった場合は株主を含むステークホルダーに対し開示説明を行うことを検討致します。

##### 【補充原則4-4-1】

当社の監査役3名のうち社外監査役2名を選任しており、独立性の高い監査役会となっております。社外監査役は2名とも豊富な経験や見識を有し、外部からの客観的、中立的な立場で監査役監査を実施しており、経営監視機能を十分に発揮しているものと判断しております。社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しております。今後は、社外取締役と監査役で構成される連絡会議を定期的開催することを検討致します。

##### 【原則5-2】

当社は、平成31年3月期から平成33年3月期までの中期経営計画を策定しております。今後は、株主総会等を通じ、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等さまざまな要素を考慮して説明して参ります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

##### 【原則1-4 政策保有株式】

(1)当社は取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化及び当社事業の発展に資すると判断する限りにおいて保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については適宜株価や市場動向を見て売却や縮減を行います。

(2)毎年見直しに際しては、個別の保有株式について、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか、取引拡大やシナジーの創出といった保有目的に合致しているか等を具体的に精査し、その検証の内容について開示しております。

(3)株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンスの整備状況、重大な不祥事等懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を行使致します。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するため、取締役及び監査役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨、取締役会規則で定めており、取締役会は、法令及び規則に従い適切に監督しております。当社には議決権保有比率10%以上の大株主(主要株主)はおりませんが、主要株主等との重要な取引については取締役会で決議致します。

##### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として確定給付年金制度を設けており、企業年金担当役員及び部署により企業年金の運用機関に対するモニタリング等適切な運用及び管理を行っております。

今後も、適切な活動を実施できるよう、必要な経験や適切な資質を持った人材の育成及び配置に努めて参ります。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画当社ホームページ上の「理念・ビジョン」に記載しております。

<http://www.kawakinhd.co.jp/group/vision.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

- A. 当社は、経営理念に掲げられた目指す姿を実現し、持続的な成長と中長期的な企業かつ向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいります。
- B. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりと致します。
- 株主の権利を尊重し、平等性を確保致します。
  - 株主、お客様、地域社会、ビジネスパートナー、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協議致します。
  - 会社情報を適切に開示し、透明性を確保致します。
  - 取締役、監査役及び業務執行役員は、その受託者責任を認識し、求められる役割・債務を果たします。
  - 株主との間で建設的な対話を行います。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は固定の基本報酬と業績連動型株式報酬で構成されており、定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の職責に基づき支給しております。

業績連動型株式報酬は、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、川金ホールディングスグループ退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、業績連動型株式報酬は支給しておりません。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員候補者を決定する際には、法律上の適格性を満たしていることに加え、以下の事項を考慮しております。

- 人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること。
- 川金グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できること。

社外役員候補者については、上記に加え、会社経営等の経験や専門分野における深い見識を有していることを考慮しております。なお、社外役員候補者の独立性については、社外取締役は、取締役会全体において独立性の確保が期待できる構成とし、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保しております。その独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しております。

当社は取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目については、独立性・客観性を高める観点から独立社外取締役と独立社外監査役で構成する独立経営諮問委員会を定期的開催し、検討を行います。

取締役・監査役の選解任については、独立経営諮問委員会による答申を重要な参考として、取締役会が決定することとしております。

(5)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明、取締役候補者及び監査役候補者の選解任理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項等】

当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により、重要事項と位置付けるものについても取締役会規則に定め決議を行うこととしております。これら以外の業務執行の決定については、決裁権限を明確にした社内規則を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討し、十分にその能力があり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすなど、一般株主と利益相反が生じるおそれもない独立性のある者を、社外取締役候補者に指名しております。なお、具体的な独立性基準については、本報告書「2.1.【独立役員関係】」の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方】

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めております。その実現のため、当社取締役会は、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任すること、また、効率的な連続経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任することなど、様々な方策を総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。また、定款にて取締役の数を9名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めております。

【補充原則4-11-2 取締役及び執行役の他の上場会社の役員兼任状況】

当社の社外取締役2名はそれぞれ他の上場会社等の役員を兼任しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、独立社外取締役と独立社外監査役により構成される独立経営諮問委員会が、当社取締役会がその役割・責務を実効的に果たす上で重要と考えられる事項(取締役会の構成、運営、議題、支援体制等)について、取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

2018年3月期につきましては、すべての取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、独立経営諮問委員会においてその評価を行っており、その結果については、2018年5月開催の独立経営諮問委員会において審議し、課題等について議論を行っております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、取締役及び監査役に対しては、必要な知識を習得できるように、工場見学や当社事業・グループ会社・組織等の講習を実施するなど、必要に応じてその機会を提供し、またその役割を果たすために必要な費用を負担しております。取締役・監査役として求められる役割と責務(法的責任を含む)に関するコンプライアンス研修会を開催するなど、弁護士等の外部講師による新しい知識の習得・研鑽の機会を継続的に提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主総会等を通じて、IR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を株主にタイムリーに伝えるよう努めていきます。

なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

「株主・投資家の皆様へ」

<http://www.kawakinhd.co.jp/ir/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川金ホールディングス取引先持株会	1,270,500	6.41
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	980,110	4.95
鈴木 信吉	957,535	4.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	931,800	4.70
株式会社埼玉りそな銀行	924,000	4.66
株式会社東京特殊メタル	756,666	3.82
鈴木 布二子	578,849	2.92
鈴木パーライト株式会社	548,777	2.77
オイレス工業株式会社	542,111	2.74
鈴木 健文	497,243	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	鉄鋼
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社がないため記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上斗米 明	他の会社の出身者													
野長瀬 裕二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上斗米 明			財務省や国際機関に加え、民間ビジネスにおける豊富な経験と見識を活かし、外部的視点の観点から取締役の業務執行に対する監督機能を期待するとともに、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと判断したためであります。
野長瀬 裕二			ベンチャー企業経営、経営システム工学の専門知識を活かし、経営の重要事項の決定プロセスのチェックの過程において、客観的な問題指摘、経営戦略策定におけるアドバイス等をいただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	独立経営諮問委員 会	4	0	0	2	0	2	なし
報酬委員会に相当 する任意の委員会	独立経営諮問委員 会	4	0	0	2	0	2	なし

補足説明

上表中の「その他」欄の2名は、社外監査役となります。  
 また、「委員長(議長)」欄に「なし」とあるのは、本委員会においては、各委員の独立性・客観性を高め、公平公正な議論・検証を行うため、委員長等の序列を設けないこととしているためです。  
 独立経営諮問委員会の機能及び役割、開催頻度等については、「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等に係る事項」に記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邊 國夫	他の会社の出身者													
鈴木 俊介	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 國夫			取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の項目に該当するものがなく、当社との利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したためであります。
鈴木 俊介			取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するのに適した経歴、現職であるからであります。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

## その他独立役員に関する事項

実業界の実務経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下の独立性ガイドラインに該当しない者を独立役員に指名する。

なお、過去3年事業年度のうちいずれかの事業年度において、以下1～6のいずれかに該当していた場合を含む。

<独立性ガイドライン>

1. 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者
2. 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上上の2%を超える取引先又はその業務執行者
3. 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上上の2%を超えるもの又はその業務執行者
4. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナーもしくは従業員(ただし、補助的スタッフは除く)
6. 当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
7. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
8. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者(ただし、補助的スタッフは除く)

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社は、平成30年6月28日開催の第10回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象として業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。

業績連動型株式報酬制度は、各事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、川金ホールディングスグループ退任時に信託を通じ当社株式を支給する報酬制度であり、取締役が業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役と監査役を分け、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は固定の基本報酬と業績連動型株式報酬で構成されており、定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の職責に基づき支給しております。

業績連動型株式報酬は、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、川金ホールディングスグループ退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、業績連動型株式報酬は支給しておりません。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりません。取締役会の事務局である総務部が必要に応じて、取締役会等の重要な会議体の開催に先立ち、審議・説明資料を事前に提示するなど社外取締役及び社外監査役が機動的に役割・責務を発揮できるようサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 企業統治の体制

当社は株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するべく、会社規模や経営判断の迅速性などを勘案し、会社法上の法定機関である取締役会、監査役会、会計監査人を設置するほか、任意機関としてリスク管理委員会、独立経営諮問委員会、経営会議、監査室などを設置・運用しております。

なお、当社は社外取締役全員及び社外監査役全員との間で、それぞれ会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して、損害賠償責任の限度額を、法令で定める額としております。しかし、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### 2. 取締役会

取締役会は社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、社外取締役が全取締役の3分の1以上を占めております。また、年間6回以上の定時開催と、必要に応じた臨時開催により、迅速かつ確に、法定事項や経営上の重要事項などの意思決定を行い、また業務執行状況及び子会社の経営状況を監督しております。

なお、社外取締役2名は、当社と利害関係がなく、また企業経営における専門知識と見識を有することから、取締役の業務執行に対する監督や経営全般に対する助言等を通して、当社の企業統治において有効な役割を担っております。

### 3. 監査役会

監査役会は社外監査役2名と常勤監査役1名の合計3名で構成されています。そして、各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議(リスク管理委員会、独立経営諮問委員会、経営会議など)に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を監査しています。特に、社外監査役は、当社と特別な利害関係がなく、また豊富な経験や見識を有していることから、外部からの客観的かつ中立的な監査役監査が実施されています。

なお、監査機能が円滑に遂行され、かつ、監査役の監査の実効性を高めるため、総務部及び監査室が監査役の職務遂行を補佐しています。

### 4. 会計監査人

当社は会計監査人として東陽監査法人を選任し、同監査法人に所属する公認会計士中野敦夫と三浦貴司が、当社の会計監査業務を執行しました。同監査法人及び当社の会計監査業務を執行した公認会計士と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社の会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士6名及びその他補助者2名です。

### 5. 各種委員会

当社は当社が抱える個別の経営課題を把握・検討・解決するべく、任意機関として各種委員会(リスク管理委員会、独立経営諮問委員会、経営会議など)を設置しています。

### 6. 監査室

当社は社長に直属する部署として監査室(人員2名)を設置し、総務部及び経営管理部と協力して、定期的に、日常業務の適正性や合理性を監査するとともに、内部統制の有効性と効率性を監査しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、グループガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、持株会社体制の下で、グループ内における業務執行及び監督機能、監査機能等を明確化し、また5名の取締役のうち2名を社外取締役として、その豊富な経験、知識・見識によって、業務執行を行う経営陣に対し客観的かつ中立的立場から有益な助言・監督を行える体制を整えるなど、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努めており、現在のところそれぞれが有効に機能していると判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会については集中日を避けて開催する方針としております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社は、株主・投資家の皆さまに正確な情報を適時・適切に開示することにより、当社に対して正しい理解、評価と信頼をいただけるように努めます。株主・投資家の皆さまの投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示を行います。</p> <p>また、適時開示規則等に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆さまに当社をご理解いただくために必要と判断される情報につきましては、公平性、継続性に留意し、迅速かつ積極的な情報開示に努めます。</p>	
IR資料のホームページ掲載	<p>東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム(T Dnet)に登録して公開します。</p> <p>また、「決算短信」、「有価証券報告書」、「四半期報告書」などのIR資料を当社ホームページへ掲載しております。(http://www.kawakinhd.co.jp/ir/)。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、総務部です。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念に基づく「企業行動憲章」において規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「川金HDグループIR基本方針」を定め、公正かつ適時・適切な情報開示を行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類は適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施しております。必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧可能となっております。

また、情報セキュリティについては、「川金HDグループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、企業機密その他情報(以下、機密情報という)等の管理に関する法令やその他の規範を遵守し、顧客や第三者から受領した機密情報を含め適切に管理・保護を行っております。

#### (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。また、「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、「川金HDグループ・リスクマネジメント基本方針」及び「危機管理ガイドライン」を制定し、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。緊急時に委員会を開催するほか、年1回以上リスク管理委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

また、海外贈収贈りリスクについては、「川金HDグループ海外贈収贈り禁止基本方針」を制定し、外国公務員の贈収贈りに対する防止体制強化を図るよう努めております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。

また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化のため、取締役会の決議基準の改定をしております。各部門長が出席する経営会議において、具体的な業務執行の打合せを行い、経営の効率化を図っております。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定しております。「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めております。

また、社長に直属する部署として、「監査室」を設置し、法令、定款、社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。

取締役及び社員等に企業倫理違反等の疑義のある行為等を発見した場合、業務上の報告経路のほか、社内においては総務部に、また、社外においては弁護士を受付窓口とする内部通報窓口を整備しております。なお、当該報告・相談をしたことを理由として報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。

#### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定し、「内部統制に係る方針」「子会社管理規程」等に基づき、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

a. 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者(以下c、dにおいて「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取っております。

b. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社と同様、損失の危険の管理に関する事項について、(緊急時に委員会を開催するほか)、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。

c. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

また、法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制の整備に努めております。

(7)当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項/ 当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項/ 当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人を置いておりません。

今後、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮命令のもとに監査役職務を補助する使用人を置くものとし、その監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人としております。また、その使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要としております。

(8)次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。

当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様としております。

また、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告を行うものとしております。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となります。

(10)当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生ずる費用の負担を行うものとしております。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとしております。

監査役は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議に出席するとともに、重要事項については取締役及び使用人から報告を受けております。

また、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

監査役会を年4回以上開催して重要事項について協議するほか、監査役会と会計監査人との会合を持ち、会計監査の過程で発見された事項等の情報共有を図っております。

監査役会は、独自に必要な応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然として対応致します。また、利益を得るために反社会的勢力を利用せず総会屋等に対する利益供与(情報誌購読・広告記載その他)は断じて行いません。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、平成30年6月8日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について決議し、平成30年6月28日開催の第10回定時株主総会において、承認を得ております。

本プランの有効期間は、平成30年6月28日開催の第10回定時株主総会の終結の時から平成33年6月開催予定の平成33年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までです。

なお、本プランの詳細につきましては、平成30年6月8日付当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(当社ホームページ[<http://www.kawakinhd.co.jp>]に掲載しております。)をご参照下さい。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢

当社及び子会社の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報のうち、金融商品取引書の規則に定める開示基準に該当する会社情報は、公正かつ適時・適切な開示を行っております。また、それ以外の経営関連情報につきましても積極的かつ公平に開示を行ってまいります。

株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示してまいります。

# コーポレート・ガバナンス模式図

